訪問介護サービス重要事項説明書

訪問介護サービスの提供にあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次のとおり説明します。

1.　法人の概要

法人の名称	株式会社ミュー
所　在　地	〒243－0031 神奈川県厚木市戸室１丁目 41 番１号
代表者(役職・氏名)	代表取締役　山﨑　慎也
電話番号	046－221－9600

2.　事業所の概要

事業所の名称	株式会社ミュー
介護保険指定番号	1472900222
事業所所在地	〒243－0031 神奈川県厚木市戸室１－41－1　1 階
連絡先	電話：046－221－9600　/　FAX：046－221－9601
管理者氏名	山﨑　潤子
通常の事業の実施地域	厚木市

3.　運営の方針

①　訪問介護の提供にあたっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

②　事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4.　提供するサービスの内容

①　身体介護

(1) 排泄・食事介助

(2) 清拭・入浴・身体整容

(3) 体位交換、移動・移乗介助

(4) 起床及び就寝介助

(5) 服薬介助

(6) 自立生活支援・重度化防止のための見守り的援助

②　生活援助

(1) 掃除
(2) 洗濯
(3) ベッドメイク
(4) 衣類の整理・被服の補修
(5) 一般的な調理、配下膳
(6) 買い物・薬の受取

5. 営業日時

営業日	平日	土曜日	祝日
営業時間	9：00～17：00	9：00～17：00	9：00～17：00

6. 事業所の従業者の体制

職種	従事するサービスの種類・業務等	人員
管理者	事業所全体の管理・監督	1 名
サービス提供責任者	訪問介護事業の管理運営	4 名
サービス提供者	訪問介護サービスの提供業務	20 名

7. サービス利用料及び利用者負担額

① サービスを利用した場合の基本利用料は、別紙の通りです。お支払い頂く利用者負担額は、原則として、基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額です。ただし、支払方法が償還払いとなる場合は、利用料の全額をお支払い頂きます。支払を受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口に提出し、後日払い戻しを受けてください。

② キャンセル
利用者がサービスの利用中止をする際には、直ちに下記の連絡先までご連絡をお願い致します。
連絡先：046－221－9600　訪問介護担当まで
なお、キャンセル料については別紙の通りとなります。

③ 利用者負担額は、次の方法でお支払いください。
- 自動引落：期日までに利用者、利用者代理人又は家族等の指定金融機関から口座引落となります。
- 金融機関からのお振り込みの場合は、発送した月の月末までにお振り込みください。

8. サービス提供にあたっての留意事項

① サービスの利用中に気分が悪くなった時は、すぐにお申し出ください。

② サービスの提供にあたっては、訪問介護員等は、次のことをお受けすることができません。
(1) 医行為及び医療補助行為

（2）利用者の家族に対するサービス提供
（3）利用者及びその家族からの金銭又は物品の授受

9. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又は、その再発防止をするために次にあげる措置を講じます。

① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
虐待防止に関する担当者は、管理者です。
② 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図ります。
③ 虐待防止のための指針を整備しています。
④ 職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
⑤ サービス提供中に、職員又は養護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。

10. 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次にあげることに留意して、必要最低限の範囲内で行うことがあります。その場合には、身体拘束の内容、目的、拘束の時間、経過観察や検討内容を記録し、5 年間保存します。

① 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人又は他人の生命・身体に危険が及ぶ事が考えられる場合に限ります。
② 非代理性…身体拘束以外に、利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
③ 一時性…利用者本人又は他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

11. 感染症の予防及び蔓延防止について

事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように次の各号にあげる措置を講じます。

① 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
② 事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための指針を整備する。
③ 事業所において、従業者に対し、感染症予防及び蔓延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する

12. 業務継続計画について

事業者は、訪問介護サービス自然災害における業務継続計画を作成し、災害及び防災等の安全対策に万全を期します。

① 事業所における業務継続計画の検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を概ね 6 ヶ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

② 事業所における業務継続計画のための指針を整備する。

③ 事業所において、従業者に対し、業務継続計画のための研修及び訓練を定期的に実施する。

13. 秘密保持及び個人情報の保護

① 事業者及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、在職中及び退職後において、第三者に漏らしません。これは、契約終了後も同様です。

② 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。

③ 事業所は、利用者及び家族の個人情報については、利用者及び家族から予め同意を得ない限り、利用者の居宅サービス計画等の立案のためのサービス担当者会議、居宅サービス事業者等との連絡調整等において、利用者又は家族の個人情報を用いません。

14. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等への連絡を行うなど必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関名	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名(続柄)	
	電話番号	

15. 事故発生時の対応

訪問介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する訪問介護の提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

保険の種類	居宅介護事業等賠償責任保険
保険会社	あいおいニッセイ同和損保株式会社

16. 苦情相談窓口

① 事業所の窓口

事業所の苦情相談窓口	電話番号：046－221－9600 受付時間：月曜日～金曜日　9 時～17 時 担当者名：山﨑　潤子
厚木市役所 介護福祉課	所在地：〒243－8511 神奈川県厚木市中町 3－17－17 受付時間：平日　8 時 30 分～17 時 15 分(祝日は、除く) 電話番号：046－225－2240
神奈川県国民健康保険団体連合会 介護福祉課　介護苦情相談係	所在地：〒220－0003 神奈川県横浜市西区楠町 27－1 受付時間：平日　8 時 30 分～17 時 15 分(祝日は、除く) 電話番号：045－329－3447

17. サービスの終了

次の場合は、サービスは終了となります。

① 利用者の都合でサービスを終了する場合

サービス終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

ただし、利用者の病変、急な入院等やむを得ない事業がある場合は、この契約を解除することができます。

② 事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。

その場合は、30 日前までに文書で通知します。

③ 自動終了について

次の場合は、双方の通知がなくても、自動的に契約を終了します。

(1) 利用者が、介護保険施設へ入所した場合

(2) 利用者が要介護状態区分が要支援又は自立となった場合

(3) 利用者が死亡した場合

④ その他

(1) 次の場合は、利用者は文書で解約を通知することにより、直ちにサービスを終了することができます。

- 事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合
- 事業所が、守秘義務に反した場合
- 事業者が、利用者やその家族に対して、社会通念を逸脱する行為を行った場合
- 事業者が、倒産した場合

(2) その他、利用者は契約更新を希望しない場合、利用料等の変更に対して同意することができない場合には、契約を解約することができます。

(3) 次の場合は、事業者は文書にて解約を通知することにより、直ちにサービスを終了させていただくことがあります。

- 利用者の利用料等の支払が 3 ヶ月以上遅延し、利用料等を支払うよう催告したにもかかわらず、別途定めた期限内に支払われなかった場合
- 利用者又はその家族が事業者やその従業者に対して、この契約を継続しがたいほどの背信行為を行った場合

（訪問介護）

個人情報使用同意書

私の個人情報については、次に記載する必要最小限の範囲において、使用することを同意します。

記

Ⅰ　使用する目的

利用者のためサービス計画に沿った円滑なサービス提供を実施されるためのサービス担当者会議及び介護支援専門員と事業者の連絡調整等において必要な場合。

Ⅱ　使用する業者

区分・サービス	所　在　地	事　業　者　名
訪問介護	厚木市戸室１－41－1	株式会社ミュー

Ⅲ　使用サービスの種類　：　訪問介護

Ⅳ　使用する期間

年　　月　　日　～　サービスの契約終了日　まで

Ⅴ　条　件

1　個人情報の提供は必要最小限とし、提出に当たっては関係者以外の者に漏れないよう細心の注意を払う。

2　個人情報を使用した会議では、相手方、内容等の経過を記録しておく。

以上

個人情報使用にかかる追加内容

※個人情報使用同意書における「使用する事業者の範囲」について、
以下の通りの内容を明示いたします。(　　年　　月　　日)

区分 (支援・サービス)	事　業　者	所　在　地	追加日	追加時 利用者 承認印
居宅介護支援事業所			年　　月　　日	
医療機関(主治医)			年　　月　　日	
			年　　月　　日	
			年　　月　　日	
			年　　月　　日	
			年　　月　　日	
			年　　月　　日	
			年　　月　　日	

※ご承認後の居宅サービス計画に沿ってその都度削除等対応いたします。追加時には、その都度ご承認印を頂きます。

（別紙 1）

2025 年 9 月 1 日～

(株)ミュー　訪問介護サービス提供責任者一覧

	氏　　名	資　　格	期　　間	備　　考
1	山﨑　潤子	介護福祉士	2023 年 8 月 1 日～在任中	
2	金子　真美	介護福祉士	2021 年 4 月 1 日～在任中	
3	久保田恵美子	介護福祉士	2024 年 6 月 1 日～在任中	
4	三善美穂	介護福祉士	2024 年 9 月 1 日～在任中	

利用料金のご案内(1 割の場合)

利用者様のご負担内容は、下記の通りです。（介護保険給付対象サービス）

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数＝〇〇円(1 円未満切り捨て)

〇〇円―(〇〇円×0.9(1 円未満切り捨て))＝△△円(利用者負担額)

訪問介護費(1 回につき)	単位数	利用者負担額(1 割)
	地域単価	3 級地　11.05 円
イ　身体介護が中心である場合		
(1)所要時間 20 分未満の場合	163	181 円
(2)所要時間 20 分以上 30 分未満の場合	244	270 円
(3)所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	387	428 円
(4)所要時間 1 時間以上の場合	567	627 円
(5)所要時間 1 時間以上で、30 分増すごとに	82	91 円
ロ　生活援助が中心である場合		
(1)所要時間 20 分以上 45 分未満の場合	179	198 円
(2)所要時間 45 分以上の場合	220	244 円

介護職員等処遇改善加算Ⅱ	介護報酬総単位数×サービス別加算率(22.4%)×11.05 円の負担割合相当額(1 割又は 2 割又は 3 割)

令和 6 年 6 月 1 日改定

【キャンセル料】

キャンセルの場合は、キャンセルの通知時間により、キャンセル料金がかかります。

利用日の前々日までの場合	無料
利用日の前日までの場合	利用負担金 50%
利用日の当日の場合	利用負担金 100%